

旭川市地域公共交通会議（書面開催）により議決した内容の報告

旭川市地域公共交通会議設置要綱第6条第3項の規定により、旭川市地域公共交通会議を書面で開催した内容について、次のとおり報告する。

[議案] 書面で開催した日と議案

| | 開催日 | 議案 |
|-----|------------|-----------------------------|
| 第2回 | 令和7年11月25日 | 令和7年度補正予算について（1） |
| 第3回 | 令和8年1月9日 | 国庫補助金を活用している米飯線に係る事業評価案について |
| 第4回 | 令和8年1月9日 | 令和7年度補正予算について（2） |

[結果] 第2回、第3回、第4回の議案について、全員の賛成をもって可決

[参考] 議案の内容

| | |
|-----|---|
| 第2回 | 米飯線について、令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）の地域内フィーダー系統旭川市生活交通確保維持改善計画に基づく運行が終了したことから、本会議から地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を申請し交付を受けるための収入と、運行事業者への補助金を交付するための支出について、予算の補正を行う。 |
| 第3回 | 旭川市生活交通確保維持改善計画について、旭川市地域公共交通会議が自己評価を実施し（一次評価）、事業の実施状況の確認や改善点の把握を行う。評価実施後、北海道運輸局に評価結果を提出し、第三者により客観性・妥当性の検証及び、必要に応じて、今後のアドバイスを受ける（二次評価）。 |
| 第4回 | 第2回（書面開催）において、収入支出に係る予算の補正を行ったところであるが、令和7年12月25日付けで運輸局から当該補助金の上限額を引き上げる旨の通知があり、令和8年1月9日までに運輸局への変更申請が必要になったことから、収入支出それぞれについて、予算の補正を行う。 |